

公益社団法人石川県防犯協会連合会定款

第 1 章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人石川県防犯協会連合会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を石川県金沢市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、犯罪のない安全な社会の実現をめざし、県民の防犯思想の高揚、少年の健全育成、暴力の追放及び善良な風俗の保持に努めるほか、防犯施策に関する調査研究及び指導支援を行い、もって防犯活動の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の公益目的事業を行う。

- (1) 防犯思想の普及のための防犯広報
- (2) 犯罪の予防活動及び被害品の早期回復への協力支援
- (3) 防犯対策の調査・資料収集及び資器材の普及促進
- (4) 各種防犯団体の行う地域安全活動への協力支援
- (5) 青少年の非行防止と健全育成活動の協力支援
- (6) 風俗環境浄化に関する事業
- (7) 暴力団排除活動
- (8) 金融機関に対する防犯指導又は被害防止活動
- (9) 地域安全活動に功労のある者及び団体の表彰

(10) その他、この法人が公益目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、石川県内において行うものとする。

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第 2 章 会 員

(種別)

第6条 この法人に次の会員を置く。

(1) 正会員 この法人の事業に賛同して入会した個人又は団体

(2) 特別会員 本会の設立又は運営に特に功労があったもので、理事会において推薦されたもの。

(3) 賛助会員 本会の事業に賛助する個人又は団体で、本会に入会したもの。

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第7条 この法人の正会員又は賛助会員となろうとする者は、理事会の定めるところにより、申込みをし、その承認を得なければならない。

(経費の負担)

第8条 この法人の事業活動に経常的に生ずる費用に充てるため、会員は事業年度ごとに、総会において別に定める会費を支払うこととする。

2 警察署に設置された「地区防犯協会」は、別の定める会費等の規則により決められた金額を、前項にかかわらず「会費」として拠出するものとする。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意につでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によつて、当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第8条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 前3条の規定により、任意退会、除名及び資格喪失した場合においては、既納の会費及び拠出金品は返還しない。

第三章 総会

(構成)

第13条 総会は、全ての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任

- (3) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分の承認
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 総会は、通常総会及び臨時総会の2種類とする。

2 通常総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催する。

3 臨時総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集をすることができる。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により開催日の2週間前までに通知を発するものとする。

(議長)

第17条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選出する。

(議決権)

第18条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第19条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数を持って決し、可否同数の時は議長の裁決するところとする。

2 前項前段の場合においては、議長は、正会員として議決に加わることはできない。

3 前項の規定にかかわらず、次の議決は、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数を持って行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分の承認
- (5) 解散
- (6) その他法令で定められた事項

4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛同を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面議決)

第20条 総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面をもって議決し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

(議決事項の通知)

第21条 総会の議事の経過の概要及びその結果は、会長が速やかに欠席した正会員に通知する。

(議事録)

第22条 総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した正会員又は理事のうちから選出された議事録署名人2名以上が、前項の議事録に記名押印する。

(役員)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 17名以上20名以内

(2) 監事 3名以内

2 理事のうち、1名を会長とし、3名を副会長、1名を専務理事とする。

3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事をもって同法91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第24条 理事及び監事は、正会員の中から、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることはできない。

4 理事のうち、理事のいずれか1人とその配偶者又は三親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に緊密な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

6 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書を添え、遅滞なく行政庁に届け出るものとする。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、この法人の業務を分担執行する。

4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人の業務を執行する。また、会長及び副会長に事故があるときは、又は会長、副会長が欠けたときは、会長の業務執行に係る職務を代行する。

5 会長及び専務理事は、毎事業年度ごとに4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

(2) 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員の任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。

4 役員は、第23条で定めた定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利を有する。

(役員の解任)

第28条 役員が、次の各号のいずれかに該当するときは、総会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があるとき。

(役員の報酬等)

第29条 役員は、無報酬とする。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第 5 章 顧問、参与及び幹事

第30条 この法人に代表権を有しない任意の機関として顧問、参与及び幹事を置くことができる。

2 顧問は、理事会の同意を得て、会長が委嘱する。ただし顧問は石川県知事、石川県議会議長及び石川県警察本部長の職にある者をもって充てる。

3 参与及び幹事は、地域安全活動について高度の知識及び経験を有する警察職員のうちから、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

4 顧問、参与及び幹事は、会長の諮問に応じて意見を述べ、又は会議に出席して意見を述べることができる。

(顧問、参与及び幹事の報酬等)

第31条 顧問、参与及び幹事は無報酬とする。

2 顧問、参与及び幹事には、その職務を行うために必要な経費の支払いをすることができる。

第 6 章 理 事 会

(構成)

第32条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって組織する。

(権限)

第33条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の職務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び専務理事の選任及び解任

(開催)

第34条 理事会は、次の各号いずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事から理事会の目的たる事項を記載した書面により招集の要請があったとき。
- (3) 前項の要請があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の通知が発せられない場合に、その理事が招集したとき。
- (4) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第101条第2項及び第3項の規定により、監事からの招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第35条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3号により理事が招集する場合及び第4号後段により監事が招集する場合を除く。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第36条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(決議)

第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数を持って行い、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

2 前項前段の場合においては、議長は、理事会の決議に、理事として議決に加わることはできない。

3 第1項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第38条 理事会の議事録については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 専 門 部 会

第39条 この法人は、事業の円滑な運営を図るため、必要があると認めるときは、理事会の承認を得て、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の組織及び運営に関する必要事項は、理事会の承認を得て、会長が別に定める。

第 8 章 資 産 及 び 会 計

(資産の種別)

第40条 この法人の資産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は次に掲げるものをもって構成する。

(1) この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会で定めた財産

(2) この法人が公益認定を受けた日以降に、基本財産とすることを指定して寄付された財産

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は理事会の議決によって会長が別に定める。

(経費の支弁)

第42条 この法人の経費は、資産を持って支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第43条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類（以下「事業計画書等」という。）は、毎事業年度の開始の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の事業計画書等については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁までに提出するものとする。

3 前項の事業計画書等については、主たる事業所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び収支決算)

第44条 この法人の事業報告及び収支決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については通常総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供する

とともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 運営組織及び事業活動の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

4 第1項の書類については、毎事業年度の終了後、3ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第45条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第3号の書類に記載するものとする。

第 9 章 事務局

(設置等)

第46条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(定款の変更)

第47条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第48条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第49条 この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合（その権利義務を継承する法人が公益法人である時を除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第50条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 10 章 公 告 の 方 法

（公告の方法）

第51条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 11 章 補 則

（委任）

第52条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第5条の規定にかかわらず、解散の登記の日 の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の会長は永山憲三、専務理事は中野康行とする。

4 一部改正

平成29年6月29日、第5回通常総会で第25条第5号を変更した。